

# 不妊治療費支援事業のご案内

笛吹市では不妊治療を行っている夫婦に対し、その治療費の一部を補助いたします。

（補助を受けることができる人）

笛吹市内に1年以上戸籍上の夫婦として住所があり、医療機関で不妊症と診断され、その治療を行なっている方。（市税等滞納者を除く。）

（補助の内容）

平成19年4月1日以降、不妊治療に要した医療費の自己負担額（医療保険各法又は他の制度による医療費の給付を受けた時は、その受けた額を控除した額）の2分の1を補助額とし、1回当たりの補助額は10万円が上限です。

補助金の申請（交付）回数は年度（4/1～翌年3/31）につき2回まで、通算5年間補助します。

（申請の方法）

医療機関の窓口で本人負担をしていただき、「笛吹市不妊治療費支援事業補助金申請書」を子育て支援課に提出してください。

**申請書提出の時は、事前に電話連絡いただいてから、来庁してください。**

（申請期限）

治療期間終了後1年以内に申請してください。

（申請に必要な書類）

申請書、受診等証明書、同意書、戸籍謄本（全部証明）※3（**本籍地の市町村で発行**）、医療費領収書※1、医療保険証※1、県の特定治療支援事業など他の制度を利用された方はその旨がわかる決定通知書等※1

（※1は、確認しながら写しを取らせていただきますので、原本をお持ちください）

医療機関での証明書については、料金がかかる場合がありますので事前に確認をお願いします。

納税証明書※2

（※2については、添付省略。同意書に基づき市で確認させていただきます）

**（※3について、2回目以降の添付を省略できる。その場合、本籍地・筆頭者を記載した住民票謄本を必ず添付すること。）**

★ 詳しいことは、子育て支援課 母子保健担当(055-261-1901)までお問い合わせください。

# 不妊治療費支援事業 Q & A

Q：補助を受ける不妊治療の方法に制限はありますか？

A：医療機関において不妊症と診断され、そのための治療であれば、基本的には治療方法は問いません。ただし、第三者からの精子や卵子等の提供による治療、また、いわゆる代理母、借り腹の場合は、補助の対象となりません。

Q：1年以上前に受けた治療は補助の対象になりませんか？

A：治療期間の終了後1年以内が申請期限となりますので、治療期間の最後日から申請が1年内であれば1年以上前に受けた治療も補助になります。

治療期間は、タイミング療法など継続して何回かの治療を続けている場合には、ある程度まとめて1回分として申請できます。ただし、医師の判断によるやむを得ない場合でなく治療を中断された場合は、その時点でいったん治療が終了したものと考えます。

Q：夫婦のどちらかが笛吹市の住民であれば申請できますか？

A：夫婦いずれもが笛吹市の住民となり1年以上経過していることが必要です。

ただし、単身赴任が理由で市外に居住している場合は、勤務証明書を提出することで申請することができます。

Q：現在は笛吹市の住民ではありませんが、笛吹市の住民であった時の不妊治療について申請ができますか？

A：申請時点において笛吹市の住民でない場合は申請できません。

Q：不妊治療の補助を受け第1子を出産しましたが、第2子に対する不妊治療にも補助を受けることができますか？

A：補助は通算で5年間受けることができますので、例えば、第1子の時に2年間補助を受けたのであれば、残り3年間補助を受けることができます。

Q：戸籍謄本は毎回添付しないとだめですか？

A：前回の申請で添付した戸籍謄本の交付日から3ヶ月以内に申請する場合は、添付を省略できます。なお、笛吹市に本籍のある方は、戸籍住民課の窓口において無料で交付します。

笛吹市外に本籍のある方は、2回目の申請以降、本籍地・筆頭者の記載のある住民票謄本(有料)で代用できます。

Q：県の支援事業も利用したいのですが、市と両方利用することはできますか？

A：県の支援事業は、体外受精と顕微授精による治療が対象です。また、所得制限もあります。

詳しくは峡東保健所(0553-20-2753)に問い合わせてください。

県の支援事業が利用可能な場合、市と併用することは可能です。その場合は、まず県に申請していただき、県の助成が決定した後、県の承認通知書を添付して市の申請を行ってください。

(申請期限が県と市では異なりますので注意してください。県への申請が年度末の場合、承認通知書の交付が翌年度になることがありますので、その時にご相談ください。)